

資料2

「女性のトラフィッキングについて」

女性に対する暴力専門調査委員会（2002・7・17） 林 陽子

1、Trafficking とは何か。どう訳すべきか。

私見では「性的搾取や強制労働等、違法な目的に従事させて自己が利益を得るために、他人に国境を越えさせる行為」であると考え。本人の同意の有無は要件ではない。

94年国連総会決議（A/RES/49/166）「犯罪組織等の利益のために、女性を性的・経済的に搾取的な状況におくことを目的とした不法な人の移動」

98年5月のバーミンガム・サミット以降、G8が共同コミュニケで取り組み、米国は2000年に新法を制定した。EUや欧州評議会からも多数の決議が出されている。

1949年条約・Convention for the Suppression of the Traffick in Persons and of the Exploitation of the Prostitution of Others(外務省訳「人身売買および他人の売春の搾取の禁止に関する条約」) 批准は73カ国に留まり、人権条約としては少数。

1995年北京会議行動綱領(例・114項・総理府訳「人身売買の効果的な防止」)

2000年ニューヨーク会議成果文書(政府訳「トラフィッキング(人の密輸)」)

2000年成立の犯罪防止条約議定書・Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons (公定訳は未定か? 「人の密輸議定書」)

2、日本にトラフィッキング被害者は存在するか。調査した資料はあるか。

HELPなど外国人女性の保護をしているNGOの活動から被害実態は顕著である

国際機関による調査(国際移住機関IOMによる日本におけるフィリピン女性{97年}、タイ女性{99年}の調査)

外国政府による指摘(米国国務省報告書Trafficking in Persons Report, 2000年7月) Victims of Trafficking and Violence Protection Act of 2000による。日本は3ランク中、2に位置)

国際NGOによる調査(日本におけるタイ女性に関してHuman Rights Watch報告書)

警察発表資料も「トラフィッキング」・「外国人女性移送事犯」に言及

(警察時報00年7月号「人のトラフィッキング問題の現状と対策について」藤田博之、
「外国人女性は、入国、就労の過程で多額の借金を負わされ、返済名下にスナック、売春クラブ等において、売春強要、搾取等をされている状況にある。」)

3、日本の国内法の対応

吉田容子弁護士の資料(ヒューライツ大阪)を参照。ここに指摘された他、次のようなものがある。

労働基準法(5条、6条、17条、罰則あり)、職業安定法(63条、64条、罰則あ

り)、労働者派遣法(58条、59条、罰則あり)

入管法73条の2(不法就労助長罪。①事業活動に関して外国人に不法就労をさせる、②不法就労をさせるために外国人を自己の支配下におく、③業として①②をあっせんする者は、3年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金)

風俗営業適正化法4条1項2号(不法就労助長罪の刑に処せられその執行を終えまたは執行を受けることがなくなった日から5年以内は許可されない)

同法18条の2(接客業者に対する拘束的行為の規制)(1)従業員に対し支払い能力に比して不相当に高額な債務を負担させること、(2)不相当に高額な債務を負担させた従業員の旅券等を保管すること。刑事罰なし。行政処分の対象となるのみ。

4、日本に必要な制度

(1) トラフィッキングされた人々を「被害者」として認識し、権利回復を支援していくこと。

犯罪防止条約トラフィッキング議定書6条、7条、8条に定める措置が参考になる
(民事・刑事で加害者を訴追する手続の保障、住居を含む物心両面のケア)

(2) 国際協力が不可欠

同上議定書9条参考。貧困、低開発、平等な機会の欠如など、送り出し国が持っている問題の解決に協力する。その前提として、日本国内での貧困の女性化や平等な機会の欠如を是正していく努力が求められる。

加害者・犯罪組織についての政府間での情報交換。フィリピン、タイなど被害者が多い特定の国・地域との密な連携がさらに必要。

(3) 北京行動綱領(戦略目標)の実施・・・女性の人身売買を根絶するために、加害者の処罰を目的として既存の法律を強化することを含め、売春その他の形態の性の商品化の根本原因に対処する施策を実施する。セックスツアーおよび人身売買の防止を目的とする法律の制定を考慮する。